

文部科学省委託事業令和4年度「新時代の教育のための国際協働プログラム」 「教職員交流を通じた国際比較研究事業」

1. 背景と趣旨

G7倉敷教育大臣会合（平成28年5月開催）で採択された「倉敷宣言」を含む「G7教育大臣宣言」および「G20教育大臣宣言」において、G7・G20各国間での教育に関する理念・課題の共有や国際協働の重要性が確認された。これを踏まえ、諸外国の豊かな経験を相互に学び合い、教育分野における諸外国との関係強化を図ることにとり、多様化する教育課題に対する教育実践等の改善に資するため、文部科学省から「新時代の教育のための国際協働プログラム」を受託した公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター（以下、「ACCU」という。）が「教職員交流を通じた国際比較研究事業」の企画提案を公募する。

2. 事業の内容

業務委託を受けた団体（以下、「受託団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

G7教育大臣会合（平成28年5月開催）で採択された「倉敷宣言」を含む「G7教育大臣宣言」および「G20教育大臣宣言」において取り上げられた教育課題等について、諸外国の先進的な取組を事前調査の上、初等中等教育機関の教職員を該当国（複数国も可）に短期派遣して、経験や課題を相互に学びあうための教育実践活動等や現地教職員との交流および現場体験に基づく国際比較研究を実施し、成果報告書の作成および成果報告会の開催等を行う。

なお、事業テーマは次のいずれかとする。

(1) テーマ

- ①「社会的包摂と調和のとれた共生の実現」に向けた教育
- ②「新しい時代に求められる資質・能力」を育てるイノベーティブな教育
- ③持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた、持続可能な開発のための教育（ESD）

(2) 具体的な事業内容

- ①事業テーマの事前調査
 - ・事業テーマの国際的な状況に関する事前調査
 - ・事業テーマに関する我が国の先進的・特徴的な取組に関する事前調査
- ②事業テーマに関する教育実践活動と教職員交流の実施
 - ・事業テーマに関して先進的な取組を行う国（複数国も可）の教職員派遣受入教育機関との調整
 - ・国内初等中等教育機関、派遣教職員との調整
 - ・教職員交流プログラム（教育実践活動等）の企画・実施
 - ・教職員派遣の事前・事後研修等の企画・運営
 - ・教職員派遣に係る各種事務手続
- ③成果のとりまとめ・活用・普及
 - ・成果報告書および提言書の作成・ホームページ等での公表
 - ・成果発表会およびワークショップ等の開催
 - ・国内外の教育関係学会における成果発表

- ・教職員研修等における成果の活用・展開
- ・国内初等中等教育機関における成果の共有等
- ・ACCUが主催する文部科学省委託「新時代の教育のための国際協働プログラム」合同成果報告会における成果発表